

津 広 水 監 発 第 2 号

令 和 7 年 1 0 月 2 4 日

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会

議 長 高 樋 憲 様

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

監 査 委 員 菊 地 清 夫

監 査 委 員 台 丸 谷 績

令 和 7 年 度 津 軽 広 域 水 道 企 業 団 定 期 監 査 の

結 果 に 関 する 報 告 書 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 2 9 2 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 1 9 9 条 第 1 項、第 2 項 及 び 第 4 項 並 び に 津 軽 広 域 水 道 企 業 団 監 査 委 員 条 例 第 3 条 の 規 定 に よ り 令 和 7 年 9 月 に 実 施 し た 定 期 監 査（財 務 監 査・行 政 監 査）に つ い て、同 法 第 1 9 9 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 監 査 の 結 果 に 関 する 報 告 書 を 提 出 す る。

令和7年度 津軽広域水道企業団 定期監査の結果に関する報告

1 監査実施年月日

令和7年9月2日（火）及び令和7年9月3日（水）

2 監査の実施対象

- (1) 津軽事業部水道用水供給事業
- (2) 西北事業部水道事業

3 監査の対象年度

令和6年度

4 監査の概要

監査に当たっては、津軽広域水道企業団監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が効率的かつ合理的になされているかどうか特に意を用い、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、関係諸帳簿と証拠書類との照合、実査又は関係職員からの事情聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 固定資産等管理業務 | 土地、建物及び貯蔵品などの管理の状況など |
| (6) 工事に関する業務 | 工事の設計、施工監理、竣工の状況など |
| (7) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

5 監査の結果

- (1) 予算執行及び経理事務
一部において改善を要する事項がみられた。
- (2) 収入及び支出に関する事務
適正に行われていた。
- (3) 契約に関する事務
適正に行われていた。

- (4) 補助金等交付事務
適正に行われていた。
- (5) 固定資産等管理業務
適正に行われていた。
- (6) 工事に関する業務
適正に行われていた。
- (7) その他行政事務
一部において改善を要する事項がみられた。

監査の結果は以上であり、改善措置を講じることが必要な事項については次のとおりである。

なお、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。

○予算執行及び経理事務

- ・金融機関残高証明手数料について、地方自治法第292条において準用する同法第232条の3に定める支出負担行為がなされていないものが複数あった。(津軽事業部)
- ・需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金等について、地方自治法第292条において準用する同法第232条の3に定める支出負担行為がなされていないものがあった。(西北事業部)

○その他行政事務

- ・定期預金に対してペイオフ対策が取られていなかった。(西北事業部)